

2008. 8

Law Office YODOYABASHI

No.10



事務所旅行

〒541-0041

大阪府中央区北浜4丁目1番21号

住友生命淀屋橋ビル6階

淀屋橋法律事務所

TEL 06-6203-7104(代) FAX 06-6229-0936

E-Mail yodo-lawoffice@mvd.biglobe.ne.jp

役に立つ法律情報

第8回「信託法」

信託とは、ある人(委託者)が信頼できる人(受託者)に財産を移転し、その財産を一定の目的に従って管理・処分・収益をしてもらう制度です。

【信託前】



【信託後】



従来の信託法を全面改正する新しい信託法が平成19年9月30日に施行されました。そこで、新たに認められた信託のうち、比較的身近と思われるものをご紹介します。

1 遺言代用信託

委託者の生前に委託者自身を受益者とする信託を設定し、同時に委託者死亡後は別の受益者を定めおく信託を『遺言代用信託』といいます。例えば、事業経営者が、経営能力のある者(番頭等)に対し、自己の生存中は自己を受益者とし、死亡後は子などを受益者として、事業用財産を管理・運用・収益してもらう場合に遺言代用信託を活用することが考えられます。

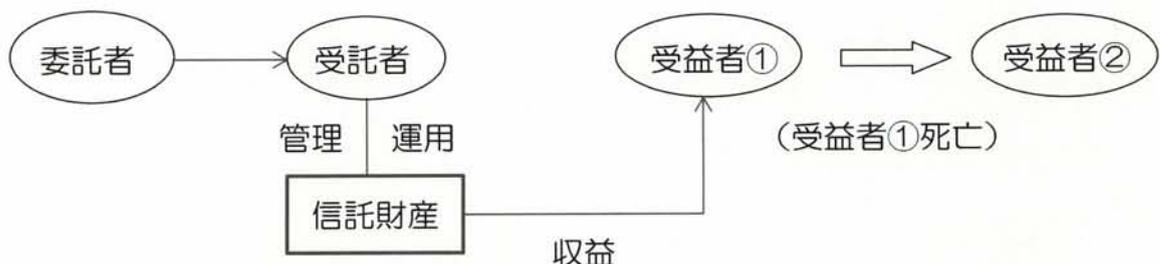


2 後継ぎ遺贈型の受益者連続信託

委託者が受益者を指定して財産を信託し、その受益者が死亡した場合に他の者が新たな受益者となること(さらにこれが複数繰り返されることもある)を定めた信託を、『後継ぎ遺贈型の受益者連続信託』といいます。例えば、

- ① 長男に事業を継がせたいが、長男の死亡後はその子供ではなく、次男に承継させたい場合
- ② 夫婦に子供がない場合で、まず妻に財産を残したいが、妻の死亡後は自分の兄弟に財産を残したい場合

等の後継ぎ遺贈型受益者連続信託を用いることによって、法定相続と異なる財産承継をすることが可能となります。遺言代用信託と後継ぎ遺贈型受益者連続信託を組み合わせることも考えられます。



3 自己信託

委託者自らを受託者とする自己信託も認められるようになりました(法3条3号)。この場合、信託財産が委託者の財産から分離することとなるため、委託者の債権者による信託財産への差押えを回避し、受益者に対する継続的かつ安定した利益給付を行うことができます。また、委託者自らが信託財産を管理運用等するため、報酬等のコストも発生しません。例えば、身体障害者である子供の生活費や医療費を親の財産から支出する場合、親が経済的に破綻しても、信託財産によって安定した子の生活保障を図ることができます。

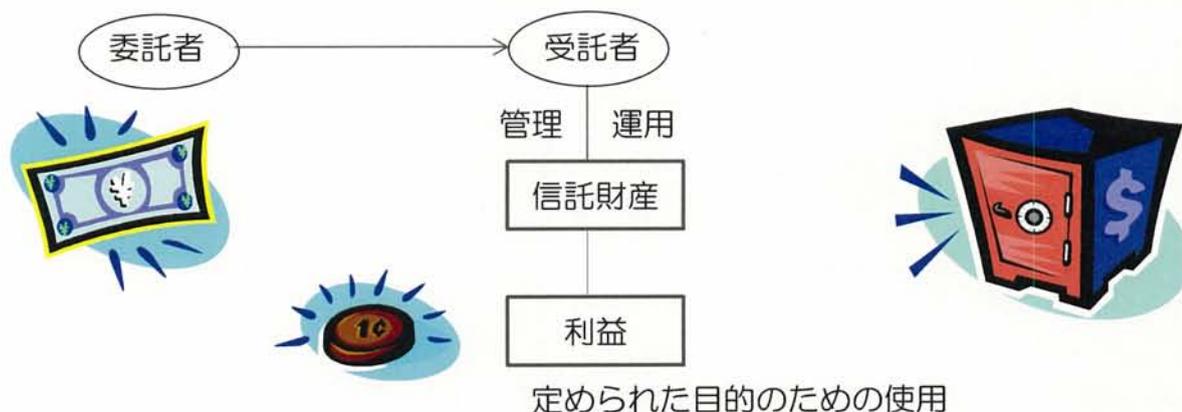
ただし、自己信託については、債権者の引き当て財産を不当に減少させるおそれがあるため、一定の要件を要求して詐害的信託がなされることを防止するようにしています。



4 受益者の定めのない信託（目的信託）

特定の受益者の利益のためではなく、ボランティア活動への支援や奨励金の交付といった一定の目的の達成のために信託財産を管理処分収益する信託を『受益者の定めのない信託（目的信託）』といいます。

旧法の下では、受益者の定めのない信託は、学術・慈善等の公益を目的とする信託（公益信託）の場合以外は認められていませんでした。しかし、公益目的といえない場合であっても、地域のボランティア活動等のような非営利目的のために信託財産を管理運用すべき有用性が認められます。そこで、新法において、受益者の定めのない信託が新たに創設されることとなりました。



○ 新刊情報

「クレーム・トラブル ～対応・解決指南～」



言いがかり、悪徳商法、無理難題
ひどい目に あわないために

◆著者 弁護士 藤井 勲
◆A5判 150頁
◆定価 1,700円(税別)
◆ISBN 978-4-434-11849-4 C0030

◆お申し込み・お問い合わせ先
「企業開発センター」
Tel06-6312-9563(代)
03-3341-4915



法律事務所からのアドバイス

第8回 保険法が改正されたと聞いたのですが…



現在、保険に関する契約は商法によって規律されています。しかし、これは約100年間改正されていないため、新しいタイプの保険に対応できていない部分がありました。そこで、新型保険契約にも対応でき、なおかつ保険契約者の保護等を図る観点から、平成20年5月30日、商法から独立した形で保険法が制定され、近く施行されます。契約者側から見て重要なポイントをいくつか紹介させていただきます。

- 1 告知義務における自主申告義務から質問応答義務への改定について
現行商法では、重要な事項であれば、保険者に問われるまでもなく、契約者が告知する義務があるとする「自発的申告義務」となっていて、そこに告知義務違反があった場合には保険者は解除できることになっていましたが、新しい保険法では、保険会社が用意した告知書の質問事項のみを告知すれば足りる「質問応答義務」に変更されました。
- 2 超過保険の超過部分「無効」を「取消可能」に変更
これまでの商法は、保険金額が保険契約の目的の価額を超過している時は、その超過している部分については保険契約が無効となるとされていました。
しかし、新しい保険法では、契約者のニーズに応じて柔軟に保険契約を締結できるよう、原則として超過部分の保険契約も有効としつつ、保険契約締結時に保険契約者及び被保険者が超過の事実を知らず、かつ知らなかったことにつき重大な過失がなかった場合には、保険契約者が超過部分の契約を取消し、契約締結時に遡って、超過部分に相当する保険料の返還を受けることができるようにされています。
- 3 受取人の意思による契約存続（いわゆる「介入権」）制度について
生命保険及び傷害疾病定額保険（長期の疾病保険に限る）において、保険契約者の債権者が契約を解除して解約返戻金で弁済を受けようとした場合に、再加入の困難性を回避するため、保険金受取人が、解約返戻金相当額を負担して契約を存続させることができる制度が創設されました。
- 4 保険媒介者による告知妨害について
保険代理店等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者の告知を妨害したとき（契約者から既往障害を聞いていたのになかったこととして契約させた場合など）には、保険者は告知義務違反による解除をすることができなくなります。
- 5 重大事由による解除の新設
保険契約者側に故意の事故発生、詐欺的保険金請求、その他信頼を損ない契約存続が困難となる重大事由が判明したときは、保険者は契約を解除することができます。それだけではなく、重大事由発生後に生じた事故については保険者は免責されます。

残暑お見舞い申しあげます

立秋とはいえ日中はまだまだ暑い日が続いております。

残暑厳しき折からお体にはお気をつけください。

淀屋橋法律事務所

平成20年 8 月

弁護士 山本 寅之助
 弁護士 山本 彼一郎
 弁護士 出口 みどり
 弁護士 井上 敏 志
 弁護士 山口 崇
 弁護士 高野 史 恵

弁護士 芝 康 司
 弁護士 泉 薫
 弁護士 奥田 直之
 弁護士 今井 佐和子
 弁護士 西川 暢 春
 弁護士 松 葉 健

弁護士 藤井 勲
 弁護士 阿部 清 司
 弁護士 安田 正 俊
 弁護士 西野 航
 弁護士 井川 慶 子
 事務局 一同



表紙の写真

平成19年秋、宮崎への事務所旅行の一コマ。

モアイ像が、日向灘を見下ろしている丘の上です。 (芝)